

能登教務所通信

3月

令和6（2024）年能登半島地震で被害に遭われた皆様へ

能登教務所長 竹原了珠

本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」で被害に遭われました寺院、ご門徒の皆様に対し衷心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの地震により、能登教区内全353ヶ寺中321ヶ寺において被害が報告され、本堂・庫裡の大規模被害（倒壊・全壊・半壊）が確認された寺院は約70ヶ寺にのぼります。金沢教区・小松大聖寺教区・富山教区・新潟教区などにおいても多数の寺院から被害が報告されています。

甚大かつ広範囲な震災を受け、真宗大谷派では、1月2日に開催した災害救援本部会議において、「現地災害救援本部」を金沢教務所に設置することを決定し、小職が現地本部所長に任命されました。1月3日からは、順次宗務所及び全国の教務所から職員が派遣され、救援物資の搬入や被災寺院へのお見舞いを行っております。なお、2月1日より現地災害救援本部を能登教務所に移転し、併せてボランティア支援センターを開設しました。現在、ボランティア支援センターでは、能登教区ボランティア委員会の方々と本山派遣職員との連携のもと、救援物資のお届けや本堂・庫裡の片付け、ご本尊並びに法宝物の運び出しなどのお手伝いをさせていただいております。ご本尊や仏具の取り扱いについては、寺院関係者として十分に配慮して行っております。



現地災害救援本部・ボランティア支援センター開所式

宗派からの支援として、災害救援本部において能登教区に対し見舞金4,000万円の給付が決定され、1月16日に那須信純災害救援本部長から完惠教区会議長に手交されました。

被災寺院が多数に及んでいることから、聞法道場たる寺院の復興に資する「第二種共済」について、いまだ一度丁寧な説明が必要との判断から、2月26日に宗派主催による「第二種共済説明会」が開催されました。教務所の会場とオンラインあわせて約170名が参加されました。



輪島市門前町にてご門徒宅の屋根瓦の片付け

今後、寺院から提出いただく申請書類に基づき共済の査定が進められますので、必要となる書類を提出くださるようお願いいたします。

同日開催された「能登教区災害救援本部」において、宗派及び全国から寄せられた救援金をいち早くお届けするべく、第一次見舞金として能登教区内の全ての寺院に対し10万円を給付することが決定されました。2月26日現在、宗派及び全国から能登教区に寄せられた救援金は、合計5,478万994円となっております。尊い支援に対し、篤く御礼申し上げます。

宗派と能登教区の災害支援はまだ始まったばかりですが、継続的な支援が求められています。能登教区の皆様方におかれましては、それぞれが復興に向けて尽力いただいている状況ではございますが、何卒、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

教区教化事業のご案内

現在、能登教区の教化事業は休止しております。実施予定の事業がある場合、あらためてお知らせいたします。

◇得度受式予定の方へ◇

3月25日(月)から26日(火)に予定されていた「得度事前研修会」は中止となりました。今後、得度の受式を予定されている方は、得度考査を個別に実施いたしますので、教務所までご連絡ください。

◇大谷婦人会法話会の中止について◇

4月12日(金)に予定されていましたが「大谷婦人会法話会」は、2月29日開催の大谷婦人会理事会において中止する旨が確認されましたので、お知らせいたします。

共済及び災害支援について

◇第二種共済の申請について◇・・・別紙共済説明会質疑応答も参照ください。

第二種共済の申請について、被害状況を報告いただくための書類(第二種共済手続きに係る返信用紙)をご提出くださるようお願いいたします。今後、報告内容に基づいて共済の査定が進められます。お手元に書類が届いていない場合は、教務所まで連絡くださるようお願いいたします。

◇教区内寺院への第一次見舞金のお渡しについて◇

2月26日に開催された、教区災害救援本部において、教区内全寺院(不活動寺院及び過年度の賦課金に滞納がある寺院を除く)に対して、お見舞金10万円をお渡しすることが決定されました。各寺院へはお見舞い金の決定並びに振込先口座確認依頼の書類をお送りしましたので、ご確認くださいようお願いします。

【送付方法】

- ・ 口能登地区及び中能登地区 → 寺院へ郵送でお届けしております。
- ・ 奥能登地区 → 郵送及びメール等でお届けしております。

※共済説明会にお越しいただいたご寺院へは口座確認書をすでにお渡ししておりますので、通知文に同封しておりません。

◇被災された門徒へのお見舞いについて◇・・・別紙案内を参照ください。

次のとおり、被災されたご門徒へのお見舞い品を用意いたしましたので、ご活用いただきたく、お知らせいたします。

【お見舞い品】

- ① お見舞いタオル
- ② お内仏パンフレット [お内仏のある生活]

【被災門徒への支援】

- ① 災害用三折御本尊(三折本尊・勤行本2冊)【無償】
※お内仏に被害が生じた門徒が対象

② 院号法名の再授与【無償】

※災害により院号法名を損壊・亡失した門徒が対象

③ 帰敬式法名紙の再交付【無償】

※住職選定・本山選定問わず、災害により法名紙を損壊・亡失した門徒が対象

※本山において法名を染筆後お渡しいたします。

三折御本尊及び法名紙については、通常、申請書に加え、被災状況のわかる新聞記事等を添付いただく必要がありますが、今回の震災においては、手続きを簡略し、ご門徒の情報（お名前とご住所）を教務所へ報告いただくことで、お渡しできます。

◇寺院清掃及び片付けのお手伝いについて◇・・・別紙案内を参照ください。

宗派ボランティア支援センターでは、本山派遣職員と連携し、救援物資のお届けや本堂・庫裡の片付け、御本尊並びに法宝物の運び出しなどをお手伝いさせていただいております。

ご要望の内容や建物の状況、希望日時をお聞きした上で、伺いますので、ボランティア支援センターまでご連絡ください。

真宗大谷派ボランティア支援センター 070-1860-6010

※受付時間 9時30分から16時まで

本山・教区事務についてのご連絡

◇『真宗』及び『同朋新聞』の公開について◇

3月1日現在においても、輪島市及び穴水町の全域と珠洲市の一部地域への郵便の配達が休止されているため、本山からの定期刊行物をお届けできない状態です。

『同朋新聞』については、宗派公式ページ内「機関紙・同朋新聞」のコンテンツからご覧ください。

■ <https://www.higashihonganji.or.jp/doboshimbun/>

『真宗』については、現在、閲覧いただくための準備中です。準備が整いましたら、能登教区ホームページにてお知らせいたします。なお、『真宗』の公開は被災状況を考慮した特別措置であるため、必要とする寺院のみ閲覧くださるようお願いいたします。



◇組門徒会員の任期に関する特別措置条例について◇・・・別紙条例文も参照ください。

3月9日（土）に任期を迎える組門徒会員について、震災の影響により次期会員の選出が困難な状況にあります。宗派では、このたびの震災に伴う能登教区全域における甚大な被害状況に鑑み、臨時措置による対応として、「令和6年能登半島地震に伴う組門徒会員及び教区門徒会員の選定並びに参議会議員の選挙に関する緊急達令」を2月8日付で公示いたしました。

この緊急達令により、現在の組門徒会員・教区門徒会員の任期が3年延長することとなります。参議会議員選挙についても、選挙を行うための教区門徒会の招集が困難であると教務所長が判断した場合には、現在の参議会議員の方々を当選人といたします。

【緊急達令に関する Q&A】

Q すでに寺院から組長に対して次期組門徒会員が報告されている場合はどうするのか。

A この緊急達令は、新たな組門徒会員の就任を妨げるものではありません。期限内に寺院から報告をいただいた方々については、当初のスケジュール通り、教務所までお知らせ

ください。

Q 各組門徒会の役職者（正副門徒会長や教区門徒会員、その他組内役職者）は必ず就任することになるのか。変更することはできないのか。

A 組によっては、任期ごとに地区で役職者の順番をまわすなど、慣例があると聞いております。組門徒会の招集が可能な組については、必要に応じて、組門徒会を招集いただき、役職者の変更していただいても問題ありません。

なお、役職者に変更が生じた場合は、教務所までご報告ください。

Q 今回の地震により組門徒会員に変更（辞任や死亡）が生じた場合はどうすればいいのか。

A 変更が生じた場合には教務所までお知らせください。報告に必要な書類をお渡しいたします。なお、通常であれば後任の選定をお願いしておりますが、地震により後任の選定自体が困難な場合もあります。その際には、状況が落ち着いてから後任の選定を行ってください。

◇被災寺院における法衣の依用に関する臨時措置規程について◇

・・・別紙条例文も参照ください。

このたび、臨時措置規程（2024年1月24日達令公示）により、「被災した普通寺院及び教会に所属する僧侶であって、法臈法衣条例施行条規（達令）に規定する法衣の依用が困難な場合は、達令に定める第8種衣体を用いることができる。」こととなりました。

※第8種衣体＝間衣（または教衣）、墨袈裟（あるいは畳袈裟または輪袈裟）、普通袴（あるいは用いず）、色服（所定日に限り白服）、小念珠

◇「教勢調査」回答期日の延期について◇

第8回「教勢調査」について、3月31日（日）までの回答期限でありましたが、多くのご寺院が被災し回答が困難である状況を受け、能登教区の寺院・教会については、回答受付期間を2024年6月30日（日）まで延長することとなりました。

2月26日開催の共済説明会に出席された寺院には回答用紙をお渡ししました（インターネットで回答した寺院を除く）。共済説明会に欠席の寺院には、順次、回答用紙が届きますので、ご確認くださるようお願いいたします。

◇諸届の提出について◇

3月末が会計年度末の寺院・教会の皆さま、届出準備はお済みですか？

責任役員・総代の選定は、法人運営に必要不可欠なものであり、宗教法人法や宗門法規において定められています。寺院会計年度と責任役員・総代の任期が同じという寺院が多くあります。

任期終了間近の御寺院につきましては、同封しております届出用紙に記入・押印いただき、教務所まで届け出ください。提出に際し、ご質問等ございましたら教務所までご連絡ください。

※届出用紙は、宗派公式ホームページ（「東本願寺 寺院運営のお役立ち情報」で検索）からダウンロードの上、A3サイズでプリントいただくか、教務所までご連絡いただきましたらお送りいたします。

※「事務所備付書類写し」も毎会計年度終了後3か月以内に作成し、4か月以内に県庁へ提出しなければなりません。こちらもお忘れなきようお願いいたします。なお、震災への対応として本年1月1日以降に履行期限の到来する義務（登記の申請など）については、4月30日（火）まで期限が延長されることとなりました。

※『真宗』1月号14頁掲載の「所轄庁への提出書類について」もご参照ください。

◇本山經常費完納寺院◇ (2023.12.1~2024.01.31迄)

2023年度本山經常費をご完納いただき、ありがとうございました。
 ここにご披露申し上げ、御礼に代えさせていただきます。

第1組	本乗寺 浄安寺	正誓寺 西照寺	性善寺	圓通寺	慈雲寺	明專寺	覺正寺
第2組	浄蓮寺 光福寺	臨永寺	子浦專勝寺	本行寺	柳瀬專勝寺	本念寺	碧流寺
第3浜方組	明蓮寺	西來寺	存立寺	安樂寺	浄源寺	專念寺	即往寺
第3山方組	長龍寺	徳願寺					
第4組	念乘寺 惠光寺	遍行寺	法誓寺	浄法寺	福誓寺	專明寺	本照寺
第5組	浄樂寺						
第6組	明敬寺	西龍寺					
第7組	照福寺	真照寺	專照寺	善正寺	願誓寺		
第8組	正願寺	正樂寺	願正寺	長光寺	光顯寺	光榮寺	
鵜川組	正覺寺	專順寺	善行寺				
穴水組	慶得寺						
第11組	圓成寺 西方寺	龍光寺 光圓寺	善正寺	真證寺	聖安寺	專慶寺	法広寺
第12組	慶英寺	法泉寺	成宗寺	託善寺	泉福寺	榮林寺	雙樹寺
第13組	西勝寺	正福寺	妙樂寺	明願寺	福勝寺	專徳寺	
第14組	蓮浄寺	忍性寺	宿善寺	浄願寺			

◇敬弔◇ (教区通信1月号掲載以降 敬称略)

御生前の御苦勞を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

第3山方組	浄嚴寺	住職	藤彦 祐秀	2024年2月3日寂
第2組	仰信寺	前坊守	直林 里子	2024年2月29日寂

※震災によりご逝去されました住職（前住職）及び坊守（前坊守）の方につきましては、ご命日確認のため、死亡届提出後に掲載させていただきます。必要な書類をお届けいたしますので、教務所までご連絡ください。

◇人事異動報告◇

2月19日付で次のとおり発令されました。

越岡 慈縁 新潟教区駐在教導（高田教務支所）から能登教区駐在教導
 真宗教化センター寺院活性化支援員

着任のご挨拶

このたび、2月19日付で能登教区駐在教導を拝命いたしました。

まず、令和6年能登半島地震で被害に遭われました御寺院、御門徒の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

先日、奥能登地域へ伺った際、甚大な被害状況を目の当たりに致しました。また、自坊も被害を受けており、教区全体が先の見えない、不安な状況にあると感じています。このような中、特にボランティア支援を主な業務として着任いたしました。不慣れなこともありご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、皆様のお声をお聞きしながら精一杯務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。